大垣市墓地、埋葬等に関する法律事務取扱要領

（総則）

第１条　墓地、埋葬等に関する法律（昭和２３年法律第４８号。以下「法」という。）第１０条第１項に規定する墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可並びに同条第２項に規定する墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更の許可及び墓地、納骨堂又は火葬場の廃止の許可に関しては、法、墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和２３年厚生省令第２４号）及び大垣市墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成２４年規則第２号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（墓地等の許可に当たっての基本方針）

第２条　法第１０条第１項に規定する墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可又は同条第２項に規定する変更の許可（以下「経営又は変更の許可」という。）は、法第１条の目的及び細則第３条に規定する基準に適合している場合に限り与えるものとする。

２　細則第３条第１項第１号の墓地等の経営の必要性は、将来における墓地等の経営の算定根拠となる市の人口動態、人口予測等を十分考慮のうえ、合理的、客観的根拠を持って需要動向を把握し、必要とする基数、炉数等により判断するものとする。

３　細則第３条第１項第２号の墓地等の経営の永続性及び非営利性は、次に掲げる基準に適合するかにより判断するものとする。

⑴　許可を受けようとするもの（以下「申請者」という。）が、法第１条の目的を有し、かつ、次のいずれかに該当するものであること。

　　ア　地方公共団体

　　イ　市内に事務所を有する宗教法人（宗教法人法（昭和２６年法律第１２６号）第４条第２項の宗教法人をいう。以下同じ。）

　　ウ　公益法人（民法（明治２９年法律第８９号）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成１８年法律第４９号）の規定により墓地等の経営を目的に設立された法人をいう。以下同じ。）又はこれに準じ、墓地等の経営及びその施設に関して細則及び本要領に規定する基準を満たすことができ、墓地等の経営に耐えると認めるに足る目的及び財産を有する公益性の高い団体

　　エ　山間へき地その他の人里遠く離れた場所に居住し、やむを得ない事情によりその居住地の付近に自己又は自己親族の使用に供する墓地を設置しようとする者

　　オ　市内の一定の区域に住所を有する者等の地縁に基づいて形成される団体で、墓地等の経営に関して明文化された規約を有し、その財産の管理、代表役員等の選任その他運営の継続性に問題がないと認める団体

⑵　原則として申請者が墓地等の敷地の所有権を有し、又はやむを得ない場合でも、墓地等の設置の目的で墓地等の経営の期間内の地上権その他の敷地を使用する権利を有していること。

⑶ 墓地等の敷地に抵当権等が設定されていないこと。

⑷ 永代使用料及び管理料が妥当な額であること。

⑸ 永代使用料及び管理料以外の名目で料金等を徴収しないものであること。

⑹ 墓地等の経営は申請者が主体的に行い、その管理業務の一部又は全部を委託する場合は、受託者が許可を受けたものであるかのような認識を一般に与えないようにすること。

⑺　墓地等の使用者の募集は、その経営の許可を受けた後に行うこと。

⑻　墓地等の広告宣伝等を行う場合は必要最小限とし、墓地等の経営の許可を受けたものの名称等で行うこと。

⑼ 申請者が宗教法人である場合は、宗教法人としての活動実績があり、かつ、基本的財産の保有その他の墓地等の経営の安定及びその管理の適正を確保する実質的能力を有していること。

⑽　申請者が宗教法人である場合は、その使用権設定を檀徒に限るか、宗派を問わないかにより、宗教法人法における取扱いが異なるため、事前に文部科学省、県等の宗教法人所管部局で指導を受けていること。

４ 墓地等の構造は、市長が特別の理由があると認める場合を除き、次に掲げるものでなければならない。ただし、前項第１号エに規定する者が経営する墓地等についてはこの限りではない。

⑴　墓地

ア 墓地内の通路は、アスファルト、コンクリート、石等堅牢な材質で構築し、その幅員は１ｍ以上とすること。１，０００㎡以上の墓地については、幅２ｍ以上の幹線通路を設けること。

イ 雨水等は、墓地内通路に側溝を設け、墓地外の道路側溝等に適切に排水すること。側溝を設置し難い場合は、墓地内通路等に０．５０％以上の勾配をつけ、墓地外の道路側溝等に適切に排水すること雨水その他の地表水が停留しないようにするための排水施設を設けること。

ウ 墓地内には、ごみ集積設備、給排水設備、利用者等の休息施設を適切に設けること。

エ 墓地利用者用の駐車場は、墓地全区画の５％以上の台数の自動車が駐車可能とすること。

オ 墓地内に敷地総面積の２０％以上緑地を設けること。

カ 市長が、土地の状況その他特別の理由により許可を与えても支障がないと認めるときは、上記ア～オの基準によらないことができる。

⑵　納骨堂

ア 独立の建物とし、防火、耐火の構造を持つこと。

イ 出入口及び納骨設備は、施錠ができる構造であること。

ウ 敷地と隣地との境界が、垣、塀、樹木等によって明らかにされていること。

⑶　火葬場

ア 火葬炉は、防臭、防塵及び防音について十分な能力を有すること。

イ 必要に応じて、管理事務所、待合所、便所等を設けること。

ウ 火葬場の規模に応じ駐車場を設けること。

５ 法第１０条第２項に規定する墓地等の廃止の許可は、次の各号のいずれも該当する場合に限り与えることができる。

⑴　墓地等の使用者の利用に支障をきたさないこと。

⑵　墓地にあっては当該墓地に埋葬されている死体及び埋蔵されている焼骨の改葬が、納骨堂にあっては当該納骨堂に収蔵されている焼骨の移転がすべて完了していること。

（経営、変更許可申請の事務手続き）

第３条 細則第２条第１項及び第２項の申請書は、第１号様式から第５号様式に定めるとおりとし、正本１通及び副本１通を提出しなければならない。

２　細則第２条第１項第５号の書類は次に掲げるとおりとする。

⑴ 字絵図（墓地にあっては、許可予定区域につき分筆により、区画されているもの)

⑵ 敷地から５００メートル以内の見取図

⑶　使用者の権利の取得、変更、消滅、管理料等の管理方法等を規定した管理規定を示した書面

⑷　位置決定の理由書

⑸ 申請者が宗教法人又は公益法人である場合は、法人登記簿の謄本、法人の規則（宗教法人が宗教法人法第６条第１項の規定により公益事業として墓地等を経営しようとする場合には、当該墓地等の経営を行う旨を明らかにした規則）の写し及び許可申請に関する意思決定をした旨を証する書類

⑹ 付近住民等の承諾書

⑺ 墓地等の需要、設置費用、資金計画、永代使用料及び将来の経営計画等を記載した経営計画書

⑻　他の法令の規定による許可、認可等を必要とする場合は、その申請書、許可書等の写し

⑼ その他市長が必要と認める書類

３ 墓地等の変更に伴う許可の申請に関しては、次の基準によって申請をしなければならない。

⑴　墓地の場合

区域の変更又は拡張であって、一体性の保持されない場合（変更又は拡張の区域が既許可区域と接しない場合、既許可面積を２倍以上拡張する場合等）は、新規の経営の許可申請とする。

⑵　納骨堂の場合

施設の床面積の１／２以上の床面積についての増築、改築、修繕等が行われたこと等により、施設の一体性が保持されない場合は、新規の経営の許可申請とする。

⑶　火葬場の場合

建屋と火葬炉のうち、いずれかの一体性が保持される場合は、変更の許可申請とする。

（軽微な変更）

第４条　墓地等の経営、変更又は廃止の許可を受けたものが、真にやむを得ない事情により許可を受けた内容について区域内の区画の小規模な変更、排水溝、通路、管理事務所等の位置等の変更を行うときは、その造成、建築等の途中又は完成後若しくは経営開始後にかかわらず、第６号様式に定める許可事項軽微変更承認申請書に前条第２項各号に定める書類のうち変更に係る書類を添えて提出し、市長の承認を受けなければならない。

（付近住民等の承諾）

第５条　第３条第２項第６号の付近住民等の承諾書は、次に掲げる者の承諾書とする。

⑴　墓地等（墓地又は納骨堂若しくは火葬場の経営のために開発される区域をいう。第２号及び第３号において同じ。）に隣接する土地の所有者及び土地に関するその他の権利を有する者

⑵　墓地等に近接する（おおむね１００メートル以内とする。第３号において同じ。）老人福祉施設、病院、学校等の管理者又は経営者

⑶　墓地等に近接する区域に居住する者又はその代表者。ただし、代表者の場合は、当該代表する自治会等の組織の議事録等を提出すること。

２　前項の承諾書が得られない場合には、市長は、第２条第１項に規定する許可に当たっての基本方針との関連性について慎重に審査し、かつ、申請者にその理由を十分調査させ、当該承諾書が得られない理由を記載した書類を提出させてその内容を審査したうえで許可するものとする。

　（地方公共団体以外による申請）

第６条　市長は、地方公共団体以外のものから墓地等の経営又は変更の許可申請があったときは、次に掲げる項目との整合性について審査し、必要に応じて指導等を行わなければならない。

⑴　市内の墓地等の現況及び将来計画との適合性

⑵　市内における土地利用等の将来計画との適合性

⑶　公衆衛生その他公共の福祉との適合性

⑷　付近住民等の意見（反対陳情の有無、ある場合はその対応）

⑸　他の法令等の許認可等の有無

⑹　その他市長が必要と認める事項

（廃止許可申請の事務手続き）

第７条　細則第２条第３項の申請書は、第７号様式に定めるとおりとし、同項第４号の書類は、次に掲げるとおりとする。

⑴ 第３条第２項第１号及び第５号に定める書類

⑵ その他市長が必要と認める書類

（実地調査等）

第８条　市長は、墓地等の経営、変更又は廃止の許可の申請があったときは、当該申請のあった墓地等が細則第３条及び第２条に適合しているか実地調査を行わなければならない。第１２条第１項第２号の工事完了届出書が提出されたときも同様とする。

２　前項の調査の結果、細則第３条及び第２条に適合していないと判断される場合は、市長はその基準に適合するよう助言等を行い、又はその修正を指導しなければならない。

（他法令との関係）

第９条　他の法令に基づく許可、認可等を要するものについては、関係機関との連絡を密にし、原則として、他の法令に基づく許可、認可等と同時に許可するものとする。

２　工事に伴って災害等が発生するおそれのある場合その他必要と思われる場合は、関係部局等に意見を求め、許可等の判断の参考とすることができる。

（許可書）

第１０条　市長は、墓地等の経営、変更又は廃止の許可をした場合は、第８号様式に定める許可書を申請者に対し交付するものとする。

２　市長は、必要に応じて許可に条件、期限等を付すことができる。

　（許可の取消）

第１１条　市長は、前条の許可後、申請者が相当の理由なくして申請書のとおり墓地等の造成又は建築等をしない場合は、第９号様式に定める許可取消通知書を交付し、前条の許可を取り消すことができる。申請された計画と異なる墓地等の造成、建築等がなされた場合において、その修正をおこなうべき旨の指導に従わない場合も同様とする。

（許可後の事務手続き）

第１２条 墓地等の経営、変更又は廃止の許可を受けたものは、その許可後、速やかに次の手続きをとらなければならない。

⑴　当該許可に係る墓地等の敷地の地目の変更

⑵　当該許可に係る墓地等の工事完了後における第１０号様式に定める工事完了届出書及び当該許可を受けた敷地の登記事項証明書（工事完了届提出前３０日以内のもの）の提出

２　市長は、墓地等の経営、変更又は廃止の許可後、次の手続きをとらなければならない。

⑴　工事完了届出書が提出された後における第１１号様式から第１３号様式までに定める工事完了検査表及び第１４号様式に定める工事完了検査書の作成

⑵　第１５号様式及び第１６号様式に定める墓地台帳等への当該許可内容の記載及び永久保存

（法第１１条によるみなし許可）

第１３条 法第１１条に規定する都市計画事業又は土地区画整理事業として、墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止をした者は、第１７号様式に定めるみなし許可届出書に都市計画事業又は土地区画整理事業の認可書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

　（その他）

第１４条 市長は、市内の墓地、火葬場等の現状を把握することに努め、墓地台帳等との相違があれば、必要に応じて墓地台帳等を整理するものとする。

２　市長は、墓地台帳等未収載の墓地等について、現在の使用の状況等により、所有者に経営許可申請をさせ、又は墓地等として使用しないよう指導するものとする。

 附　則

 この要領は、平成２５年１２月１０日から施行する。

第１号様式（第３条関係）

年　　月　　日

大垣市長　　　　　　　様

住所

氏名

電話番号

墓地経営許可申請書

　墓地の経営許可を受けたいので、大垣市墓地、埋葬等に関する法律施行細則第２条第1項の規定により申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 墓　地 | 名　　　　称 |  |
| 所　　在　　地 |  |
| 事務所所在地 | 電話 |
| 管理者 | 住　　　　所 |  |
| 氏　　　　名 |  |
| 敷　地 | 大　　　　字 |  |  |  |  |  |
| 字 |  |  |  |  |
| 地　　　　番 |  |  |  |  |
| 地　　　　目 |  |  |  |  |
| 現　　　　況 |  |  |  |  |
| 所　　有　　者 |  |  |  |  | 合計面積 |
| 面　　　　積 | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| 墳　墓　面　積 | ㎡ | 区画数 | 区画 |

|  |  |
| --- | --- |
| 構　造　設　備　の　概　要 | 別添のとおり |
| 工事着手及び完了予定年月日 | 年　　月　　日　～　　　　　　年　　月　　日 |
| 墓地を経営しようとする理由 |  |
| 他　法　令　の　許　可　等 |  |

添付書類

**１ 墓地及びその周辺の略図（敷地から５００メートル以内の見取図）**

 **２ 墓地の敷地及び建物の構造設備を明らかにした図面**

 **３ 墓地内の敷地及び建物が他人の所有に属するときはその所有者の承諾書**

 **４ 敷地の登記事項証明書（許可申請日前３０日以内のもの）及び字絵図**

 **５　使用者の権利の取得、変更、消滅、管理料の管理方法等を規定した墓地の管理に関する規定**

 **６ 位置決定の理由書**

 **７** **宗教法人の場合は、法人登記簿謄本並びに規則の写し及び許可申請に関する意思決定をした旨を証する書類**

 **８ 付近住民等の承諾書**

 **９ 墓地の経営計画書**

 **10 他の法令の規定による許認可申請書又は許認可書等の写し**

**11　その他市長が必要と認める書類**

第２号様式（第３条関係）

年　　月　　日

大垣市長　　　　　　　様

住所

氏名

電話番号

納骨堂経営許可申請書

　納骨堂の経営許可を受けたいので、大垣市墓地、埋葬等に関する法律施行細則第２条第1項の規定により申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 納骨堂 | 名　　　　称 |  |
| 所　　在　　地 |  |
| 事務所所在地 | 電話 |
| 管理者 | 住　　　　所 |  |
| 氏　　　　名 |  |
| 敷　地 | 大　　　　字 |  |  |  |  |  |
| 字 |  |  |  |  |
| 地　　　　番 |  |  |  |  |
| 地　　　　目 |  |  |  |  |
| 現　　　　況 |  |  |  |  |
| 所　　有　　者 |  |  |  |  | 合計面積 |
| 面　　　　積 | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| 建　物 | 面　　　　積 | ㎡ |

|  |  |
| --- | --- |
| 構　造　設　備　の　概　要 | 別添のとおり |
| 工事着手及び完了予定年月日 | 年　　月　　日　～　　　　　　年　　月　　日 |
| 納骨堂を経営しようとする理由 |  |
| 他　法　令　の　許　可　等 |  |

添付書類

**１ 納骨堂及びその周辺の略図（敷地から５００メートル以内の見取図）**

 **２ 納骨堂の敷地及び建物の構造設備を明らかにした図面**

 **３ 納骨堂の敷地及び建物が他人の所有に属するときはその所有者の承諾書**

 **４ 敷地の登記事項証明書（許可申請日前３０日以内のもの）及び字絵図**

 **５　使用者の権利の取得、変更、消滅、管理料の管理方法等を規定した納骨堂の管理に関する規定**

 **６ 位置決定の理由書**

 **７** **宗教法人の場合は、法人登記簿謄本並びに規則の写し及び許可申請に関する意思決定をした旨を証する書類**

 **８ 付近住民等の承諾書**

 **９ 納骨堂の経営計画書**

 **10 他の法令の規定による許認可申請書又は許認可書等の写し**

**11　その他市長が必要と認める書類**

第３号様式（第３条関係）

年　　月　　日

大垣市長　　　　　　　様

住所

氏名

電話番号

火葬場経営許可申請書

　火葬場の経営許可を受けたいので、大垣市墓地、埋葬等に関する法律施行細則第２条第1項の規定により申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 火葬場 | 名　　　　称 |  |
| 所　　在　　地 |  |
| 事務所所在地 | 電話 |
| 管理者 | 住　　　　所 |  |
| 氏　　　　名 |  |
| 敷　地 | 大　　　　字 |  |  |  |  |  |
| 字 |  |  |  |  |
| 地　　　　番 |  |  |  |  |
| 地　　　　目 |  |  |  |  |
| 現　　　　況 |  |  |  |  |
| 所　　有　　者 |  |  |  |  | 合計面積 |
| 面　　　　積 | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| 建　物 | 面　　　　積 | ㎡ |

|  |  |
| --- | --- |
| 構　造　設　備　の　概　要 | 別添のとおり |
| 工事着手及び完了予定年月日 | 年　　月　　日　～　　　　　　年　　月　　日 |
| 火葬場を経営しようとする理由 |  |
| 他　法　令　の　許　可　等 |  |

添付書類

**１ 火葬場及びその周辺の略図（敷地から５００メートル以内の見取図）**

 **２ 火葬場の敷地及び建物の構造設備を明らかにした図面**

 **３ 火葬場の敷地及び建物が他人の所有に属するときはその所有者の承諾書**

 **４ 敷地の登記事項証明書（許可申請日前３０日以内のもの）及び字絵図**

 **５　位置決定の理由書**

 **６ 宗教法人の場合は、法人登記簿謄本並びに規則の写し及び許可申請に関する意思決定をした旨を証する書類**

 **７** **付近住民等の承諾書**

 **８ 火葬場の経営計画書**

 **９ 他の法令の規定による許認可申請書又は許認可書等の写し**

 **10 その他市長が必要と認める書類**

第４号様式（第３条関係）

年　　月　　日

大垣市長　　　　　　　様

住所

氏名

電話番号

墓地区域変更許可申請書

　墓地の区域の変更許可を受けたいので、大垣市墓地、埋葬等に関する法律施行細則第２条第２項の規定により申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 墓　地 | 名　　　　称 |  |
| 所在地 | 変更前 |  |
| 変更後 |  |
| 事務所所在地 | 電話 |
| 管理者 | 住　　　　所 |  |
| 氏　　　　名 |  |
| 変　　更　　事　　項 |  |
| 変更前の敷地 | 大　　　　字 |  |  |  |  |  |
| 字 |  |  |  |  |
| 地　　　　番 |  |  |  |  |
| 地　　　　目 |  |  |  |  |
| 現　　　　況 |  |  |  |  |
| 所　　有　　者 |  |  |  |  | 合計面積 |
| 面　　　　積 | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| 墳　墓　面　積 | ㎡ | 区画数 | 区画 |
| 変更後の敷地 | 大　　　　字 |  |  |  |  |  |
| 字 |  |  |  |  |  |
| 地　　　　番 |  |  |  |  |  |
| 地　　　　目 |  |  |  |  |  |
| 現　　　　況 |  |  |  |  |  |
| 所　　有　　者 |  |  |  |  | 合計面積 |
| 面　　　　積 | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| 墳　墓　面　積 | ㎡ | 区画数 | 区画 |
| 構造設備の概要 | 変更前 | 別添のとおり |
| 変更後 | 別添のとおり |
| 変更前の経営許可年月日等 | 　　年　　月　　日　　　　　　環衛第　　　　号　 |
| 工事着手及び完了予定年月日 | 　年　　月　　日　～　　　　　　年　　月　　日 |
| 他法令の許可等 |  |
| 変　更　の　理　由 |  |

添付書類

**１ 墓地及びその周辺の略図（敷地から５００メートル以内の見取図）**

 **２ 墓地の敷地及び建物の構造設備を明らかにした図面**

 **３ 墓地内の敷地及び建物が他人の所有に属するときはその所有者の承諾書**

 **４ 敷地の登記事項証明書（許可申請日前３０日以内のもの）及び字絵図**

 **５　使用者の権利の取得、変更、消滅、管理料の管理方法等を規定した墓地の管理に関する規定**

 **６ 位置決定の理由書**

 **７** **宗教法人の場合は、法人登記簿謄本並びに規則の写し及び許可申請に関する意思決定をした旨を証する書類**

 **８ 付近住民等の承諾書**

 **９ 墓地の経営計画書**

 **10 他の法令の規定による許認可申請書又は許認可書等の写し**

**11　その他市長が必要と認める書類**

あ

第５号様式（第３条関係）

年　　月　　日

大垣市長　　　　　　　様

　　 　住所

　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

納骨堂　火葬場　施設変更許可申請書

　火葬場　納骨堂　の変更許可を受けたいので、大垣市墓地、埋葬等に関する法律施行細則第２条第２項の規定により申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 納骨堂火葬場 | 名　　　　称 |  |
| 所在地 |  |
| 事務所所在地 | 電話 |
| 管理者 | 住　　　　所 |  |
| 氏　　　　名 |  |
| 変　更　事　項 |  |
| 変更前の敷地等 | 大　　　　字 |  |  |  |  |  |
| 字 |  |  |  |  |
| 地　　　　番 |  |  |  |  |
| 地　　　　目 |  |  |  |  |
| 現　　　　況 |  |  |  |  |
| 所　　有　　者 |  |  |  |  | 合計面積 |
| 面　　　　積 | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| 建　物　面　積 | ㎡ |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 変更後の敷地等 | 大　　　　字 |  |  |  |  |  |
| 字 |  |  |  |  |  |
| 地　　　　番 |  |  |  |  |  |
| 地　　　　目 |  |  |  |  |  |
| 現　　　　況 |  |  |  |  |  |
| 所　　有　　者 |  |  |  |  | 合計面積 |
| 面　　　　積 | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| 建　物　面　積 | ㎡ |
| 構造設備の概要 | 変更前 | 別添のとおり |
| 変更後 | 別添のとおり |
| 変更前の経営許可年月日等 | 　　年　　月　　日　　　　　環衛　　　第　　　　号　　 |
| 工事着手及び完了予定年月日 | 　年　　月　　日　～　　　　　　年　　月　　日 |
| 他法令の許可等 |  |
| 変　更　の　理　由 |  |

添付書類

**１ 墓地等及びその周辺の略図（敷地から５００メートル以内の見取図）**

 **２ 墓地等の敷地及び建物の構造設備を明らかにした図面**

 **３ 墓地等の敷地及び建物が他人の所有に属するときはその所有者の承諾書**

 **４ 敷地の登記事項証明書（許可申請日前３０日以内のもの）及び字絵図**

 **５　使用者の権利の取得、変更、消滅、管理料の管理方法等を規定した墓地等の管理に関する規定**

 **６ 位置決定の理由書**

 **７** **宗教法人の場合は、法人登記簿謄本並びに規則の写し及び許可申請に関する意思決定をした旨を証する書類**

 **８ 付近住民等の承諾書**

 **９ 墓地等の経営計画書**

 **10 他の法令の規定による許認可申請書又は許認可書等の写し**

**11　その他市長が必要と認める書類**

あ

第６号様式（第４条関係）

年　　月　　日

大垣市長　　　　　　　様

住所

　　　　　　　　　氏名

電話番号

墓地　納骨堂　火葬場　許可事項軽微変更承認申請書

　先に許可を受けた事項について、変更承認を受けたいので、次のとおり申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 墓　地納骨堂火葬場 | 名　　　　称 |  |
| 所　　在　　地 |  |
| 事務所所在地 | 電話 |
| 許　可　年　月　日　等 |  |
| 変　　更　　事　　項 |  |
| 変更内容 | 変更前 |  |
| 変更後 | 　 |

添付書類　要領第３条第２項に定める添付書類のうち、変更内容に係る添付書類

あ

第７号様式（第７条関係）

年　　月　　日

大垣市長　　　　　　　様

住所

氏名

電話番号

墓地　納骨堂　火葬場　廃止許可申請書

　墓　地

　納骨堂　の廃止の許可を受けたいので、大垣市墓地、埋葬等に関する法律施行細則第２条第３項の

　火葬場

規定により申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 墓　地納骨堂火葬場 | 名　　　　称 |  |
| 所　　在　　地 |  |
| 事務所所在地 | 電話 |
| 管理者 | 住　　　　所 |  |
| 氏　　　　名 |  |
| 敷　地 | 大　　　　字 |  |  |  |  |  |
| 字 |  |  |  |  |
| 地　　　　番 |  |  |  |  |
| 地　　　　目 |  |  |  |  |
| 現　　　　況 |  |  |  |  |
| 所　　有　　者 |  |  |  |  | 合計面積 |
| 面　　　　積 | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| 建　物 | 面　　　　積 | 　㎡　（火葬場又は納骨堂のみ） |

|  |  |
| --- | --- |
| 廃　止　の　理　由 |  |
| 改葬先　（墓地、納骨堂） |  |
| 経営許可年月日等 | 　　　　　年　　月　　日　　　　　環衛第　　　　号　 |

添付書類

**１ 改葬完了を証する管理者の証明書**

 **２ 敷地の登記事項証明書（許可申請日前３０日以内のもの）及び字絵図**

 **３ 宗教法人の場合は、法人登記簿謄本並びに規則の写し及び許可申請に関する意思決**

**定をした旨を証する書類**

**４　その他市長が必要と認める書類**

第８号様式（第１０条関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　環衛　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　殿

大垣市長

墓　地　　　　　経　営

納骨堂　　の　　変　更　　　許可　不許可　通知書

火葬場　　　　　廃　止

年　　月　　日　付けで申請のあった　　　　　の　　　　　許可申請について、墓地、

埋葬等に関する法律第１０条　第１項　第２項　　の規定により　許可　不許可　します。

記

施設の種類　：　墓地　　納骨堂　　火葬場

所　在　地

名　　　称

面　　　積

区　画　数　（墓地の場合）

炉　　　数　（火葬場の場合）

（１）市長は、この許可後、相当の理由なくして上記の墓地等の造成又は建築等がなされない場合、許可を取り消すことがある。申請された計画と異なる墓地等の造成又は建築等がなされ、その修正をおこなうべき旨の指導に従わなかった場合も同様。

（２）真にやむを得ない軽微な変更がある場合は、ただちに許可事項軽微変更承認申請書を提出し、その許可を受けること。

（３）工事完了後は速やかに工事完了届を提出すること。

教示

１　この処分について不服があるときは、この処分を知った日の翌日から起算して６０日以内に大垣市長に対して異議申立てをすることができる。なお、この処分を知った日の翌日から起算して６０日以内であっても、処分の翌日から１年を経過した場合、異議申立てをすることができなくなる。

２　この処分については、この処分を知った日の翌日から起算して６月以内に、大垣市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、処分の翌日から起算して１年を経過した場合、処分の取消しの訴えは提起できなくなる。ただし、上記１の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。

第９号様式（第１１条関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　環衛　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　殿

大垣市長

墓　地　　　　　経　営

納骨堂　　の　　変　更　　　許可の取消通知書

火葬場　　　　　廃　止

年　　月　　日　付　　環衛　　　　　号で許可した　　　　　の　　　　　許可について、墓地、埋葬等に関する法律第１９条の規定により次のとおり取り消します。

許可を取消す施設

施設の種類　：　墓地　　納骨堂　　火葬場

所　在　地

名　　　称

面　　　積

区　画　数　（墓地の場合）

炉　　　数　（火葬場の場合）

許可取消の理由

教示

１　この処分について不服があるときは、この処分を知った日の翌日から起算して６０日以内に大垣市長に対して異議申立てをすることができる。なお、この処分を知った日の翌日から起算して６０日以内であっても、処分の翌日から１年を経過した場合、異議申立てをすることができなくなる。

２　この処分については、この処分を知った日の翌日から起算して６月以内に、大垣市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、処分の翌日から起算して１年を経過した場合、処分の取消しの訴えは提起できなくなる。ただし、上記１の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。

第１０号様式（第１２条関係）

年　　月　　日

大垣市長　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 住所

氏名

電話番号

墓　地　 経　　営

納骨堂 　区画変更　 工事完了届出書

火葬場　 施設変更

　工事が完了したので次のとおり届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 名　　　　称 |  |
| 所　在　地 |  |
| 工事着工年月日 | 年　　　　月　　　　日 |
| 工事完了年月日 | 年　　　　月　　　　日 |
| 許可年月日 | 　　年　　　　月　　　　日　　　　　　環衛第　　　　　号 |
| 備　　　　考 |  |

添付書類　　敷地の登記事項証明書（工事完了届提出前３０日以内のもの）

あ

第１１号様式（第１２条関係）

墓地工事完了検査表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 検　　査　　事　　項 | 判　　定 | 指　　　　導　　　　事　　　　項 | 備　考 |
| 良 | 不良 |
| 敷地面積及び区画数 |  |  |  |  |
| 施　設　の　配　置 |  |  |  |  |
| 構　　　　造　　　　設　　　　備 | 境界の垣、樹木等 |  |  |  |  |
| 通路の構造 |  |  |  |  |
| 排水施設 |  |  |  |  |
| 給水施設 |  |  |  |  |
| ごみ処理設備 |  |  |  |  |
| 駐　車　場 |  |  |  |  |
| 休　憩　所 |  |  |  |  |
| 便　　　所 |  |  |  |  |

検査日　　 　　年　　月　　日

調査者

注１　良、不良のいずれかの欄に○印を記入する。

２　不良については、指導事項欄に指導事項を記録し、改善後再検査を行い備考欄に記録する。

あ

第１２号様式（第１２条関係）

納骨堂工事完了検査表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 検　　査　　事　　項 | 判　　　定 | 指　　　　導　　　　事　　　　項 | 備　考 |
| 良 | 不良 |
| 敷地面積及び区画数 |  |  |  |  |
| 構造設備の内容 |  |  |  |  |

検査日　　　　　年　　月　　日

調査者

注１　良、不良のいずれかの欄に○印を記入する。

２　不良については、指導事項欄に指導事項を記録し、改善後再検査を行い備考欄に記録する。

あ

第１３号様式（第１２条関係）

火葬場工事完了検査表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 検　　査　　事　　項 | 判　　　定 | 指　　　　導　　　　事　　　　項 | 備　考 |
| 良 | 不良 |
| 敷地面積及び区画数 |  |  |  |  |
| 炉　の　基　数 |  |  |  |  |
| 構　　　　造　　　　設　　　　備 | 境界の垣、樹木等 |  |  |  |  |
| 防臭・防じん・防音設備等の状況 |  |  |  |  |
| 灰　　捨　　場 |  |  |  |  |
| 管理事務所 |  |  |  |  |
| 待　　合　　所 |  |  |  |  |
| 便　　　　　所 |  |  |  |  |
| 収骨容器等保管場所 |  |  |  |  |
| 駐　　車　　場 |  |  |  |  |

検査日　　　　　年　　月　　日

調査者

注１　良、不良のいずれかの欄に○印を記入する。

２　不良については、指導事項欄に指導事項を記録し、改善後再検査を行い備考欄に記録する。

あ

第１４号様式（第１２条関係）

年　　月　　日

調査者

墓　地

納骨堂 　工事完了検査書

　　　　　　　　　　　 火葬場

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　墓　地

　　　　　年　　月　　日付けで工事完了届出のあった　納骨堂　について次のとおり完了検査を

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　火葬場

したので報告します。

記

１　完了検査年月日

２　申請者の住所及び氏名

３　申請所在地の地番及び面積

４　墓地、埋葬等に関する法律第1条の目的並びに大垣市墓地、埋葬等に関する法律施行細則第3条に規定する施設基準及び大垣市墓地、埋葬等に関する法律事務取扱要領第２条第４項の指導要領の適合状況

５　工事の適正状況

６　その他参考となる事項

あ

第１５号様式（第１２条関係）

墓　　地　　台　　帳

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 墓　地 | 名　　　称 |  |
| 経　営　者 |  |
| 経　　営　　者 | 名称（氏名） |  |
| 事務所所在地 | 電話 |
| 代表者 | 住　所 | 電話 |
| 氏　名 |  |
| 管理者 | 住　　　所 |  |
| 氏　　　名 |  |
| 敷　　　　　地 | 地　　　番 |  |  |  |  |  |
| 開発区域面積 | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| 墳墓の面積 | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| 所有者氏名 |  |  |  |  |  |
| 区　画　数 | 区画 |
| 経営許可年月日等 | 年　　　月　　　日　　　　　環衛第　　　　号 |
| 完　成　年　月　日 | 年　　　月　　　日 |
| 変　更 | 許可年月日等 | 年　　　月　　　日　　　　　環衛第　　　　号 |
| 完成年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 変　更 | 許可年月日等 | 年　　　月　　　日　　　　　環衛第　　　　号 |
| 完成年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 備　　　　　　考 |  |

あ

第１６号様式（第１２条関係）

　　　　　　　　　　　　納　骨　堂

　　台　　帳

　　　　　　　　　 火　葬　場

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 納骨堂 | 火葬場 | 名　　　称 |  |
| 所　在　地 |  |
| 経　　営　　者 | 名　　　称 |  |
| 事務所所在地 | 電話 |
| 代表者 | 住　所 | 電話 |
| 氏　名 |  |
| 管理者 | 住　　　所 |  |
| 氏　　　名 |  |
| 敷　　地 | 地　　　番 |  |
| 面　　　積 | 敷地　　　　　　　　　　　㎡　 | 建物　　　　　　　　　　　㎡ |
| 所有者氏名 |  |
| 経営許可年月日等 | 年　　　月　　　日　　　　　環衛第　　　　号 |
| 完　成　年　月　日 | 年　　　月　　　日 |
| 変　更 | 許可年月日等 | 年　　　月　　　日　　　　　環衛第　　　　号 |
| 完成年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 変　更 | 許可年月日等 | 年　　　月　　　日　　　　　環衛第　　　　号 |
| 完成年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 備　　　　　　考 |  |

あ第１７号様式（第１３条関係）

年　　月　　日

大垣市長　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 住所

氏名

　　　　　　　電話番号

墓　地

みなし許可届出書

火葬場

　墓地、埋葬等に関する法律第１１条第１項（第２項）の規定により都市計画事業（土地区画整理事業）として施行する墓地（火葬場）の新設等について、次のとおり届け出ます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 届出の区分 | 墓地・火葬場 | 新設・変更・廃止 |
| 名　　　称 |  |
| 所　在　地 |  |
| 管理者 | 住所 |  |
| 氏名 |  |
| 事業の種類 | 都市計画事業　　　・　　　土地区画整理事業 |
| 事業の名称 |  |
| 事業の概要 |  |
| 敷　　　地 | 大字 | 字 | 番地 | 地目 | 面　　　　積 |
|  |  |  |  | 合計　　　　　㎡ |

１　所定の欄に全部を記載できない場合は、別紙に記載して添付すること。

２　都市計画事業又は土地区画整理事業の写しを添付すること。